

鉱山保安行政及び鉱山の粉じん規制 の概要

令和 2 年 10 月

経済産業省産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官付

鉱山の概況

(1) 鉱山数：監督対象鉱山 約780鉱山（約500鉱山）

（令和2年6月末現在）

※監督対象鉱山は稼行鉱山と休廃止鉱山の合計

（ ）は稼行鉱山数であり、常時操業鉱山と季節的操業鉱山の合計

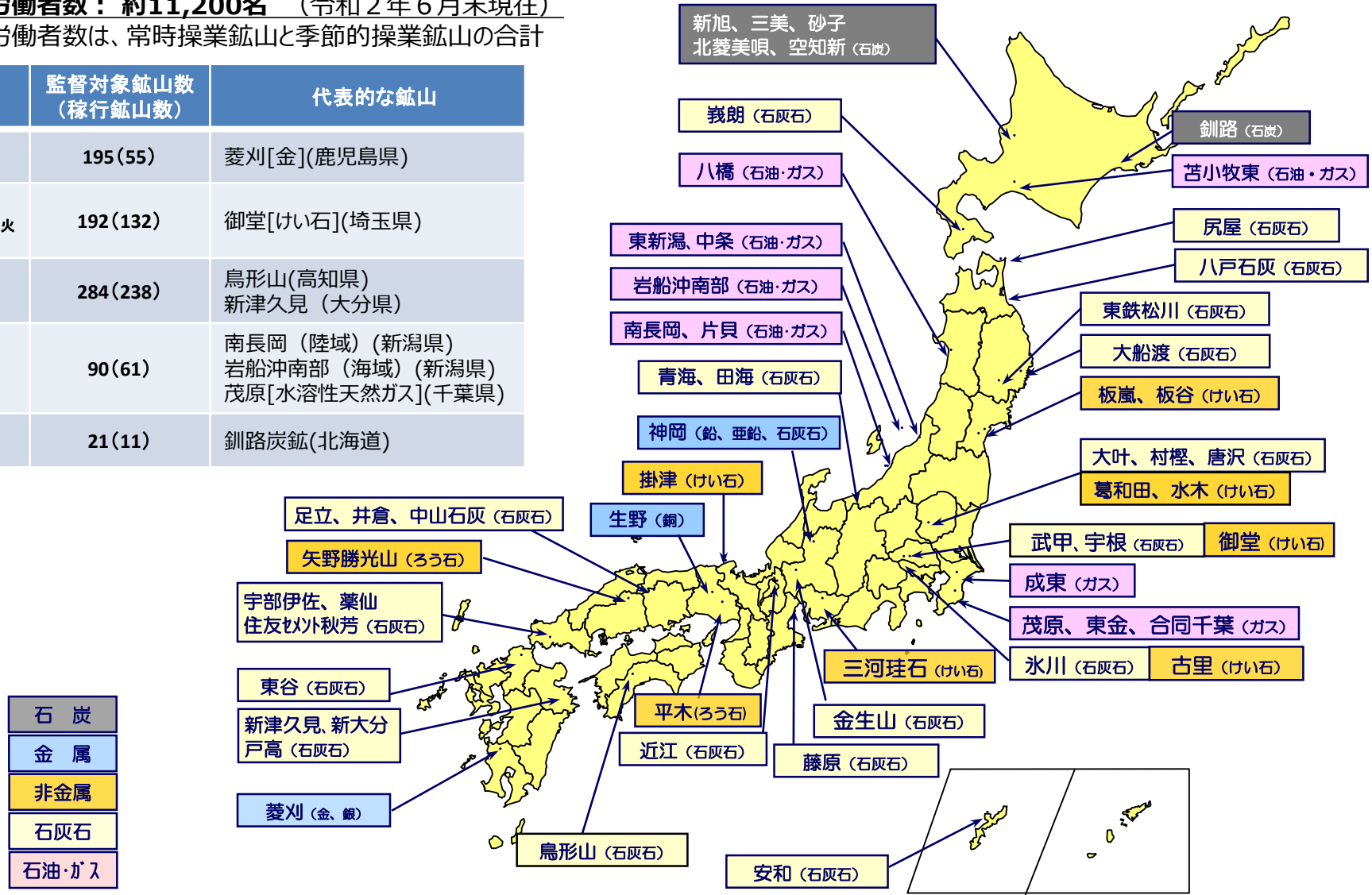
(2) 鉱山労働者数：約11,200名（令和2年6月末現在）

※鉱山労働者数は、常時操業鉱山と季節的操業鉱山の合計

鉱種	監督対象鉱山数 (稼行鉱山数)	代表的な鉱山
金属	195(55)	菱刈[金](鹿児島県)
非金属 (けい石、ろう石、耐火 粘土等)	192(132)	御堂[けい石](埼玉県)
石灰石	284(238)	鳥形山(高知県) 新津久見(大分県)
石油 ・ 天然ガス	90(61)	南長岡(陸域)(新潟県) 岩船沖南部(海域)(新潟県) 茂原[水溶性天然ガス](千葉県)
石炭・亜炭	21(11)	釧路炭鉱(北海道)

【日本の主要鉱山】

※令和元年12月末時点



鉱山保安行政の概要（１）

- 鉱山（金属・非金属、石灰石及び石油鉱山）における危害及び鉱害の防止等に関すること。
- 鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法等の所管法令の円滑な運用。

（１）施策体系

【危害防止対策】

- 鉱山保安法に基づく鉱業権者の自主保安
- 鉱山保安法に基づく産業保安監督部による指導・監督
- 「鉱業労働災害防止計画」（5ヵ年、労働安全衛生法）に基づく施策展開

【参考】

「第13次鉱業労働災害防止計画（平成30～令和4年度）」の骨子

- ・ 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進
- ・ 自主保安の推進と安全文化の醸成
- ・ 個別対策の推進
- ・ 基盤的な保安対策と新技術の推進
- ・ 現場保安力の向上
- ・ 国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

【鉱害防止対策】

- 鉱山保安法に基づく鉱業権者の自主保安
- 鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく産業保安監督部による指導・監督
- 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」（10ヵ年、特措法）に基づく施策展開

【参考】

「第5次基本方針（平成25～令和4年度）」の骨子

- ・ 鉱害防止残存工事の早期完了
- ・ 坑廃水処理の終了、更なるコストの削減
- ・ 廃水基準規制強化への対応
- ・ 中和殿物の減容化及び殿物集積場の確保
- ・ 耐震対策等のリスク対応
- ・ 坑廃水処理管理者の不足・高齢化対応

鉱山保安行政の概要（2）

（2）所管法令

① 鉱山保安法

- 昭和24年制定。
- 鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的としている。
- 鉱山保安法令は、労働安全衛生法及び環境関連法の一部適用除外。
- 平成16年に鉱山保安法を大幅に改正し、事業者による一層の自主保安化や性能規制化を図った。

② 金属鉱業等鉱害対策特別措置法

- 昭和48年制定。
- 金属鉱業等の閉山後の鉱害防止の措置を計画的、かつ、確実に（永続的に）実施するため、事業者は経済産業大臣が定めた基本方針（現行基本方針：平成25～令和4年度、以下「第5次基本方針」という。）に基づき鉱害防止事業に取り組む必要がある。
- 同法において、鉱害防止積立金制度、鉱害防止事業基金制度を規定。

③ その他関連法令

鉱業法

- 鉱業法63条（施業案）に基づき、監督部は、鉱山保安（危害防止・鉱害防止等）に係る取組を確認し、経産局が施業案を認可する。
- 鉱業法109条（賠償義務）により、鉱害による損害に対する賠償責任を、無過失責任主義に基づき鉱業権者等に求め得る。

石炭じん肺訴訟（１）

1. 訴訟の概要

- 過去、国内の炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸入した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償を求めて提訴。
- 昭和60年12月：鉱山保安法に基づく規制権限の不行使の違法性などを理由に、国に慰謝料等を請求する初めての筑豊じん肺訴訟が提訴された。
- 平成16年4月27日：最高裁判決で、国（通商産業大臣）のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が、国家賠償法の適用上違法であることが確定。

【和解条件】

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日まで(※)の間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいは、じん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

(※) **じん肺法が昭和35年4月1日**(公布日は前日の3月31日)に**施行され**、これにより鉱山以外の一般法に基づく事業所に粉じん発生防止策が義務づけられた。しかし、石炭鉱山保安規則においては、昭和61年11月1日に改正省令が公布(施行は翌昭和62年4月1日)されるまでは、粉じん発生防止策の義務づけは一部区域(けい酸質区域)にとどまっており、**国が炭鉱における規制権限を行使していなかった(省令を改正すべきだったのに、改正しなかった)期間**であるとして、筑豊じん肺訴訟最高裁判決(H16.4.27)において示された。

石炭じん肺訴訟（2）

2. 訴訟の現状

- 筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月）以来、**原告患者 2,276 名に損害賠償金約 172 億円を支払い**解決済み。（令和2年3月末現在）
- 係属中の原告患者数は、札幌、福岡及び長崎の各地方裁判所の6件53名で、損害賠償金の支払見込額は約4億円。（同）
- 平成23年度から、労働局、労働基準監督署、医療機関等に対し、ポスター及びリーフレットを送付し掲示・配布を要請する等、石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報活動を実施。
- 令和2年度予算約5.8億円(令和元年度約5.6億円)。

【参考】新規提訴者数、和解者数（何れも患者数）、和解金額（億円）の推移

	～H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	合 計
提訴者数	2,428	25	69	33	45	41	2,641
和解者数	1,892	87	40	58	106	93	2,276
和解金額	142	7	3	4	9	8	172

(注)R元年度末の提訴者数の合計と和解者数の合計との差365人の内訳は「取下げ者」312人と「未和解者」53人。

石炭じん肺訴訟（3）

3. 石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報（平成23年11月～）



炭鉱でじん肺に罹患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

<お問い合わせ先>
最寄りの法テラス（日本司法支援センター） 最寄りの弁護士会
電話 0570-078374 日本弁護士連合会のホームページ
※ 通話料のみ。利用料はかかりません。
(平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00) <https://www.nichibenren.or.jp>
<https://www.houterasu.or.jp>



〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 石炭保安室

（ポスター）



**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

Q3. じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか？

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金はもらえますか？

国を提訴していただき、和解要件の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか？

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方の場合、遺族（相続人）の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス（日本司法支援センター）】

連絡先は、0570-078374

※ 通話料のみ。利用料はかかりません。
(平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00)
ホームページ：<https://www.houterasu.or.jp>



弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧になれます。
ホームページ：<https://www.nichibenren.or.jp>



〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 石炭保安室

（リーフレット）

鉱山における粉じん規制に係る法令体系

鉱山保安法

第5条：鉱業権者の義務を規定

鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

二 ガス、**粉じん**、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理

粉じんによる人への危害防止＝じん肺予防

鉱山保安法施行規則（省令）

第10条：粉じんの処理について、鉱業権者が講ずべき措置を規定

- | | |
|-----------------|---------|
| ①粉じん飛散防止措置 | ②保護具の着用 |
| ③粉じんを吸入しない措置 | |
| ④粉じん濃度、遊離けい酸の測定 | ⑤評価 |
| ⑥評価に基づく対策（義務規定） | ⑦対策の確認 |
| ⑧粉じん濃度測定者の資格 | |
| ⑨評価に基づく対策（努力規定） | |
| ⑩記録保存 | ⑪事故時の対応 |

経済大臣が定める基準等（告示）

第14条：粉じん濃度の測定方法を規定

第15条：石綿粉じん濃度の測定方法を規定

第16条：遊離けい酸含有率の測定方法を規定

第17条：測定結果の評価方法を規定

第18条：評価値の計算方法を規定

措置事例（内規）

第8章：粉じんの処理に関し、鉱業権者が講ずべき措置の事例を例示

- ①「粉じんの飛散を防止するための措置」とは
- ②「呼吸用保護具」とは
- ③「鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置」とは
- ④「著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場」とは
- ⑤「粉じん濃度を改善するための必要な措置」とは
- ⑥「粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること」とは
- ⑦「応急の措置」とは

粉じんに係る規制（１）

法律における規制

鉱山保安法

第5条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令（＝**鉱山保安法施行規則**）の定めるところにより、鉱山における**人に対する危害の防止**のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災
- 二 ガス、**粉じん**、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

2 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に関する通気の確保及び災害時における救護のための必要な措置を講じなければならない。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の**罰金に処する**。

- 一 **第5条**から第8条までの規定による**措置を講じなかつた者**
（以下略）

粉じんに係る規制（２）

経済産業省令における規制①

鉱山保安法施行規則（経済産業省令）

（粉じんの処理）

第10条 法第5条及び第8条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

①粉じん飛散防止措置

②保護具の着用

イ JIST8151に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

ロ JIST8157に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

③粉じんを吸入しない措置

④常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場又は坑内作業場（＝鉱業権者が講ずべき措置事例）は、経済産業大臣が定める方法（＝鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等）により、6月以内ごとに1回、粉じん濃度、遊離けい酸を測定

⑤経済産業大臣が定める基準（＝鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等）により評価

粉じんに係る規制（3）

経済産業省令における規制②

鉱山保安法施行規則（経済産業省令）

（粉じんの処理）

第10条 法第5条及び第8条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

⑥第3管理区分となった屋内作業場は、**改善措置（義務規定）**

⑦⑥に基づき改善措置を講じた屋内作業場は、経済産業大臣が定める方法（＝**鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等**）、基準（＝**鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等**）により対策の効果を確認

⑧粉じん濃度測定者の資格

⑨第2管理区分の屋内作業場と第2管理区分又は第3管理区分に区分された坑内作業場坑内作業場は、**改善措置（努力規定）**

⑩記録の保存（7年間）

⑪事故時の対応

（参考）

第1管理区分：単位作業場所の**ほとんど（95%）の場所**で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態

第2管理区分：単位作業場所の気中有害物質の濃度の**平均値**が管理濃度を超えない状態

第3管理区分：単位作業場所の気中有害物質の濃度の**平均値**が管理濃度を超える状態

管理濃度：作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標値。

粉じんに係る規制（４）

経済産業省令における規制③

評価結果に基づく対応

	屋内作業場	坑内作業場
第1管理区分	現状継続	現状継続
第2管理区分	第1管理区分となるよう努める	第1管理区分となるよう努める
第3管理区分	直ちに第1管理区分又は第2管理区分となるよう改善し、再測定、評価する	第1管理区分又は第2管理区分となるよう努める

粉じんに係る規制 (5)

告示における規制

鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等(経済産業省告示)

第三章 粉じんの濃度等の測定方法

(粉じん濃度の測定)

第14条: 測定点の設定(A測定、B測定)、測定時間、測定方法(分粒装置を用いるろ過捕集修方法及び質量分析方法、相対濃度指示方法)等を規定

(石綿粉じん濃度の測定)

第15条: 石綿粉じんの測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によること。

(粉じん中の遊離けい酸含有率の測定)

第16条: エックス線回析分析方法又は化学分析方法によること。

第四章 粉じん濃度の測定結果に基づく作業環境評価基準

(測定結果の評価)

第17条: 管理濃度との比較により区分を決定することを規定

管理濃度(※)は別表第6で規定

(評価値の計算)

第18条: 評価値の計算方法を規定

※管理濃度: 吸入性粉じんの中で最も有害性の高い結晶質シリカの含有率により数値が決まる算定式を採用。

管理濃度 $E(\text{mg}/\text{m}^3) = 3.0 / (1.19Q + 1)$ Q : 粉じんの遊離けい酸含有率(%)

粉じんに係る規制（6）

内規における規制

鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）

第8章 粉じんの処理

①「粉じんの飛散を防止するための措置」とは

- ・せん孔時の散水、破碎・粉碎箇所の集塵・散水・密閉 等

②「呼吸用保護具」とは

- ・防じんマスク 等

③「鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置」とは

- ・粉じんが飛散しない箇所での休憩 等

④「著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場」とは

- ・鉱物等をせん孔する場所における作業を行う作業場 等（18の作業場）

⑤「粉じん濃度を改善するための必要な措置」とは

- ・原因の特定とそれに応じた対策

⑥「粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること」とは

- ・①「粉じんの飛散を防止するための措置」の強化又は追加
- ・第3管理区分の坑内作業場は、粉じん濃度の目標値を設定等（目標値の設定方法等は鉱山の粉じん濃度測定マニュアル参照）

⑦「応急の措置」とは

- ・粉じん発生施設の運転停止 等

鉱山における主な粉じん対策強化の経緯

(平成16年6月の改正鉱山保安法の公布以降)

粉じん対策の強化（省令等改正）

➤平成17年4月1日施行

①集じん、散水等の措置（「著しく」という限定を廃止）

②防じんマスクの着用（「保安のため必要があるとき」→
「粉じんが発生し、又は飛散する作業場」）

③坑内の粉じん測定結果の評価義務づけ、評価の結果、
必要に応じて改善措置

➤平成20年3月21日施行

鉱業権者が鉱山労働者に着用させる呼吸用保護具として、
電動ファン付き呼吸用保護具を追加

➤平成21年7月1日施行

作業場で許容される粉じん濃度を従来の約半分に規制
(粉じんの管理濃度の算定式の改正)

(参考) 平成17年7月「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル」の策定